

那珂川町高校生等通学支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那珂川町高校生等通学支援交付金（以下「交付金」という。）について、那珂川町補助金等交付規則（平成17年那珂川町規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この交付金は、高校生等を養育する世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、那珂川町における定住及び移住の促進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（通信制の課程を除く。）、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までの課程に限る。）及び同法第12条に規定する専修学校の高等課程をいう。
- (2) 高校生等 高等学校等に在籍している者
- (3) 保護者 高校生等の親権者、未成年後見人、その他高校生等と現に生計を一にし、又はその監護している者をいう。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、那珂川町内に住所を有する高校生等とする。（申請を行う年度の初日において、20歳を超えている者、又は高等学校等に在籍している期間が3年を超えている者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、高校生等又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けているとき。
- (2) 特別支援教育就学奨励費の支給を受けているとき又は受けることが見込まれているとき。
- (3) 町税、その他の那珂川町の徴収金に滞納があるとき及び同じ世帯に属する者に滞納があるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認めた者を対象者とすることができる。

(交付金の額)

第5条 交付金の月額、別表第1に定めるところによる。

(交付金の交付対象期間)

第6条 交付金の交付は年2回とし、交付対象期間は、次のとおりとする。

(1) 1回目の交付対象期間は、4月から9月までの間とする。ただし、8月は交付対象としないこととする。

(2) 2回目の交付対象期間は、10月から3月までの間とする。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象者又は保護者とする。

2 申請者は、那珂川町高校生等通学支援交付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 交付金の振込先の口座を確認できる書類の写し

(2) その他、町長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、交付金を交付する月の前月末までに行わなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、那珂川町高校生等町外通学支援交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 町長は、前項の規定により交付金の交付決定をしたときは、交付金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 町長が交付金について報告を求め、担当職員を介して、証拠書類等を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当した時は、この交付金の交付決定の全額又は一部を取り消

すことがあるので申し出ること。

ア 不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

イ 交付金の交付決定を受けた期間において、次のいずれかに該当したとき。

(ア) 那珂川町から転出したとき。

(イ) 退学、転学、休学又は停学をしたとき。

ウ 交付金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前号の場合において既に交付した交付金があるときは、それを返還しなければならないこと。

(4) その他この告示の規定を遵守すること。

2 町長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めたときは交付の条件を付すことができる。

(交付金の交付)

第10条 町長は、第8条の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに支払調書を作成し、交付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が第9条第2号アからウまでのいずれかに該当したとき、その他町長が不相当と認めたときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還等)

第12条 町長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、返還命令書（様式第3号）により既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付金適用年度)

第13条 この交付金の適用年度は令和8年度から10年度までとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1（第5条関係）

通学先市町名	通学距離又は居住地	月額
町内	5km未満	1,000円
	5km以上10km未満	3,000円
	10km以上	5,000円
那須烏山市	久那瀬、松野、富山、白久	5,000円
	馬頭、健武、矢又、和見、小口、北向田、小砂、小川、三輪、恩田、薬利、芳井、浄法寺、吉田、高岡、片平、東戸田	10,000円
	谷川、盛泉、大内、大那地、大山田下郷、大山田上郷	15,000円
大田原市 那須塩原市	小川、三輪、恩田、薬利、芳井、浄法寺、吉田、谷田、白久、高岡、片平、東戸田	5,000円
	馬頭、健武、和見、小口、北向田、久那瀬、小砂	10,000円
	矢又、松野、富山、谷川、盛泉、大内、大那地、大山田下郷、大山田上郷	15,000円
上記以外の市町村		15,000円

付記：交付金の額は、別表第1の月額に交付対象期間の月数を加えた額となる。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

那珂川町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号 — —

那珂川町高校生等通学支援交付金交付申請書

那珂川町高校生等通学支援交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

対象者 (生徒)	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生まれ
	学校名等	学校	科	学年 組
	通学方法			
	注 「通学方法」欄には、主な通学方法を記入ください。 例えば、徒歩、自転車、原動機付自転車、自動車、鉄道、路線バス、 スクールバス、コミュニティバス等			
	通学距離及び通学時間	片道	km (片道	分)
高等学校 等の在学 確認 ※在学証 明書の添 付でも可 能	対象者は、本校に在学することを証明する。			
		年	月	日
		学校名		
		学校長名	⑩	
	在学証明書を添付する	<input type="checkbox"/>		

振込先 注) 申請者と口座名義人は同一としてください。	フリガナ				
	口座名義				
	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)			<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信用組合
				<input type="checkbox"/> 農業	<input type="checkbox"/> 信用金庫
			<input type="checkbox"/> 本店		
			<input type="checkbox"/> 支店 (出張所)		
	口座種別	普通			
	口座番号				
ゆうちょ銀行	通帳記号				
	通帳番号				
町に登録口座がある場合、振込先とする。 <input type="checkbox"/>					
保護者等の連絡先	申請者と同一である場合、続柄のみ記入する。 <input type="checkbox"/>				
	フリガナ				
	氏名				
	電話番号	-	-		
	対象者との続柄				
交付金の申請に当たり、以下の1から4までのいずれにも該当することを誓約します (誓約していただけない場合は、交付対象外となります。)				<input type="checkbox"/> はい	
1 対象者の住民登録情報を担当課が閲覧することに同意します。 2 通学に要する交通費に係る生業扶助を受けていないこと。 3 保護者等が特別支援教育就学奨励費 (※) を受給していないこと及び今年度受給する見込みがないこと。 4 交付金の交付の申請をすることについて、保護者等の同意を得ていること。					

※「特別支援教育就学奨励費」とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定等に基づき支弁する経費をいいます。

【添付書類】

- 1 交付金の振込先の口座を確認できる書類の写し
- 2 その他、町長が必要と認める書類

..... 以下、事務局確認欄になるので、申請者は記入しないこと。

- 住所地から学校までの距離の確認 . km 通学時間 約 分
- 高等学校等の在学確認 振込先口座の確認
- 交付決定額 (請求額) _____ 円

第 号
年 月 日

様

那珂川町長

那珂川町高校生等通学支援交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった那珂川町高校生等通学支援交付金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

交付決定額 金 円

交付の条件

- (1) 町長が交付金について報告を求め、担当職員を介して、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。
- (2) 次のいずれかに該当した時は、この交付金の交付決定の全額又は一部を取り消すことがあること。
 - ア 不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
 - イ 交付金の交付決定を受けた年度において、次のいずれかに該当したとき。
 - (ア) 那珂川町から転出したとき。
 - (イ) 退学、転学、休学又は停学をしたとき。
 - ウ 交付金の交付の条件に違反したとき。
 - エ その他、町長が交付金の交付決定の全部又は一部を不相当と認めるとき。
- (3) (2)の場合において既に交付した交付金があるときは、それを返還しなければならないこと。
- (4) その他、那珂川町高校生等通学支援交付金交付要綱の規定を遵守すること。

2 交付しない。

理由

様式第3号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

那珂川町長

那珂川町高校生等通学支援交付金返還命令書

年 月 日付那珂川町指令 第 号により交付決定を行った那珂川町高校生等通学支援交付金については、交付の全部又は一部を取り消しましたので、那珂川町高校生等通学支援交付金交付要綱第12条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

交付決定額	円
交付済額	円
返還命令額	円
納付期限	年 月 日まで
返還理由	
備考	

